



留学する法学部生を 応援します

【法学会：特定海外留学費用補助制度】

法学会では、本学法学部学生の特定海外留学を支援し、国際的な識見を有する人材の育成に資するため、特定留学に要する費用の一部を補助します。

[対象者]

- ・本学法学部生であること
- ・特定海外留学により留学先大学の科目又はコースを履修し、合格の成績を得、又は修了したこと
- ・学費を完納していること

本事業の詳細、申請はMoodleで

コース名：法学会・海外留学補助
(コースカテゴリ「その他」)

登録キー：nsd2017

【申請期限】

① 2017年4月～2018年2月までに帰国した方

→2018年3月9日

② 2018年3月に帰国した方→2018年3月30日

法学部生を対象に、以下の留学に行かれた方に対して補助金を交付します。

- ・交換留学・認定留学
(1年) 10万円
- ・交換留学・認定留学
(半年) 5万円
- ・ハワイ大学ロースクール
スタディツアー 3万円
- ・海外短期語学セミナー
3万円
- ・香港浸会大学短期ビジネス
英語プログラム 3万円

※帰国後の申請により
補助が受けられます。

※成績証明書、もしくは
修了証書などが必要になります。

愛知大学法学会

担当（事務） 小澤知江子
TEL 052-564-6128

担当（教員） 西津政信